

# 上田女子短期大学

## 公的研究費等の運営・管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、競争的研究資金等の公的研究費等に関する運営・管理を適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

### (公的研究費等の定義)

第2条 本規程の公的研究費等とは、公募型の研究資金のことを指す。

2 公的研究費等とは、以下のものをいう。

- (1) 科学研究費助成事業（科研費）
- (2) 学術研究振興資金（日本私立学校振興・共済事業団）
- (3) その他、行政、地方公共団体、財団・民間等の研究助成

### (責任体系の明確化)

#### 《最高管理責任者》

第3条 最高管理責任者は大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

#### 《統括管理責任者》

第4条 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、最高管理責任者の指示のもと、公的研究費等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

2 統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告をする。

#### 《コンプライアンス推進責任者》

第5条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費等の運営・管理について大学全体のコンプライアンス推進に関する実質的な責任と権限を持つ。

2 コンプライアンス推進責任者は、事務局次長をもって充てる。

3 事務局次長に事故ある時は、総務課長が代行する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、以下の役割を担うものとする。

(1) 学内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 学内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 学内において、構成員が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等を

モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(運営・管理の基盤整備)

- 第6条 公的研究費等の運営・管理は、別表の「上田女子短期大学 公的研究費等の運営・管理体制図」をもって臨む。
- 2 公的研究費等の事務処理手続きに関するルールについては、「上田女子短期大学 科研費使用の手引き」に準ずる。また、ルールと運用実態との間に乖離が生じないよう、必要に応じて別表の不正防止計画推進部署において見直しを図る。
  - 3 公的研究費等の適正な執行と不正防止に関し、構成員の意識向上を図っていく。
  - 4 学内の全ての構成員に対して、年度初めに誓約書の提出を求める。誓約書は以下の内容を含むものとし、原則、自署によることとする。
    - 1) 本学の規則等を遵守すること。
    - 2) 不正を行わないこと。
    - 3) 規則等に違反して、不正を行った場合、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
  - 5 公的研究費等の適正かつ円滑な執行を行うため、公的研究費等の運営・管理に関する全ての構成員に、公的研究費等の使用に関する法令及びガイドライン等、学内における取扱いルールの周知徹底を行うとともに、ルールの適宜見直し及びホームページでの学外への公表を行うものとする。

(不正防止計画の策定・実施)

- 第7条 本学の公的研究費等を適正に運営・管理するため、最高管理責任者の下に、不正防止計画推進会議を設置する。
- 2 不正防止計画推進会議は、次の各号の者で構成し、議長は統括管理責任者が当たる。
    - 1) 統括管理責任者
    - 2) コンプライアンス推進責任者
    - 3) その他最高管理責任者が指名した者
  - 3 不正防止計画推進会議では、以下の事項を行う。
    - 1) 最高管理責任者の策定した基本方針に基づき、健全な研究活動の推進を図る。
    - 2) 不正発生原因を検証、把握し、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。
    - 3) 不正防止の具体策を取り入れた不正防止計画を策定する。
    - 4) 不正防止計画について、モニタリングによって優先的に取り組むべき事項を明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行う。

(調査及び懲戒)

- 第8条 不正に係る調査及び懲戒については、「上田女子短期大学 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「学校法人北野学園 就業規則」「学校法人北野学園 懲戒手続きに関する規程」に準ずるものとする。

(適正な運営・管理)

- 第9条 公的研究費等の使用に際しては、本学のルール（上田女子短期大学科研費使用の手引き）に基づいて、適切な発注、検収等を行なわなければならない。
- 2 公的研究費等の予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じるよう、学生支援課

が促す。

- 3 正当な理由により、公的研究費等の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度を積極的に活用するよう学生支援課が促す。
- 4 公的研究費等の使用に関して、不正な取引に関与した業者が明らかとなった場合には、最高管理責任者が勧告を行い、悪質な場合は当該業者との取引を停止する。
- 5 前年度 10 回以上又は 100 万円以上の取引実績のある業者については、当年度に取引を行う際に誓約書の提出を求める。誓約書は以下の内容を含むこととする。
  - 1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
  - 2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
  - 3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
  - 4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

(相談受付窓口)

第 10 条 公的研究費等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口は学生支援課とする。相談受付窓口では、研究者が効率的な研究遂行を行なえるように適切に支援するものとする。

(通報受付窓口)

第 11 条 学内外からの通報（告発）等があった場合の受付窓口は、学生支援課とする。

- 2 前項の通報（告発）等の取扱いについては「上田女子短期大学 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に準ずるものとする。

(内部監査)

第 12 条 公的研究費等の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査部門を設け、毎年度内部監査を行うものとする。

- 2 前項の内部監査部門は、内部監査室とする。
- 3 最高管理責任者は、内部監査部門に以下の権限を付与する。  
内部監査部門は、監査対象関係者に対し、関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施のために必要な行為を求めることができる。
- 4 内部監査部門は、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」第 3 節 (1) 「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、不正発生要因を分析し、これに応じて監査計画を立案、見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。  
また、監査手順を示したマニュアルを作成し、このマニュアルに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどの点検を毎年度定期的に、一定数実施する他、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施するものとする。
- 5 内部監査部門は、監査結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告の上、学内に周知し、類似事例の再発防止を徹底するものとする。
- 6 監査対象関係者は、監査が円滑かつ効果的におこなわれるよう積極的に監査に協力しなければならない。
- 7 監査対象関係者は、3 の求めに対し、正当な理由なく、これを拒否することができない。

- 8 監査担当者は、監査の実施に当たり、独立性を確保し、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 9 監査担当者は、業務上知ることのできた情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- 10 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象関係者の業務に著しい支障を及ぼすことのないように配慮しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行うものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正して平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正して平成29年7月20日から施行する。  
この規程は、一部改正して平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、一部改正して平成30年10月18日から施行する。  
この規程は、一部改正して平成30年11月15日から施行する。  
この規程は、一部改正して令和元年10月17日から施行する。